

いいね！

イ ー ネンチョウ

e-年調

～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続きの流れ（かんたん3ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって

- ① マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ② 控除証明書が申告書に自動転記！
- ③ 申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④ 紙での手続き（作成・提出）が不要！

勤務先にとって

- ① 申告書様式の入手や配布が不要！
- ② 従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③ 提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④ 申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>





従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が医療費控除やふるさと納税などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの 5つのメリット



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

税務署への持参
不要

印刷・郵送代
不要

添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます

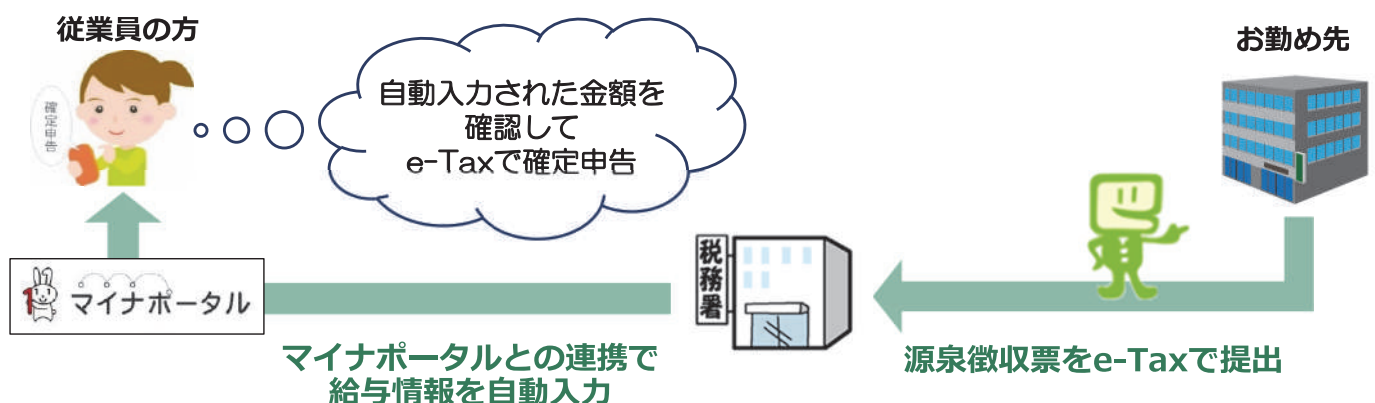
確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



国税庁 (法人番号7000012050002)

